

(案)

第2期南魚沼市 子ども・子育て支援事業計画

計画期間 令和2年4月～令和7年3月

令和2年3月



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
第2章 南魚沼市の現状	3
1 人口および世帯の動向	3
(1) 人口・世帯数	3
(2) 年齢3区分別人口	4
(3) 年齢別・性別人口構成	4
2 出生の動向	5
(1) 出生数	5
(2) 合計特殊出生率（一人の女性が一生に出産することが見込まれる子どもの数）	5
3 ニーズ調査の結果から見られる現状	6
(1) 保護者の就労状況（0歳～小学校3年生まで）	6
(2) 保護者の就労時間（0歳～小学校3年生まで）	6
(3) 子どもの年齢と母親の就労状況	7
(4) 子どもの年齢と家庭分類の状況	7
(5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況	8
(6) 平日に定期的に利用したい教育・保育事業	8
(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方	9
(8) 育児休業の取得状況	10
4 教育・保育の状況	11
(1) 保育園、認定こども園	11
(2) 放課後児童健全育成（学童保育）事業	12
(3) 地域子育て支援拠点事業	13
(4) 病児・病後児保育事業	13
(5) ファミリーサポートセンター事業実績	13
第3章 計画の基本的な考え方	14
1 基本理念	14
2 計画の方向性	14

3	子ども・子育て支援の意義	14
	(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針	14
	(2) 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境	15
	(3) 子どもの育ちに関する理念	15
	(4) 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義	15
	(5) 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割	15
第4章	子ども・子育て支援事業の実施	16
1	ニーズ調査の実施から事業計画の策定の流れ	16
2	教育・保育の提供区域の設定について	17
	(1) 「教育・保育の提供区域」とは	17
	(2) 南魚沼市の教育・保育の提供区域の設定	17
3	教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」について	17
	(1) 教育・保育給付を受けるための認定	17
	(2) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」	18
4	地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」について	20
	(1) 放課後児童健全育成(学童保育)事業	20
	(2) 時間外保育(延長保育)事業	20
	(3) 子育て短期支援(ショートステイ)事業	20
	(4) 地域子育て支援拠点事業	20
	(5) 一時預かり事業	21
	(6) 病児・病後児保育事業	21
	(7) ファミリーサポートセンター事業	21
5	幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容について	22
6	外国につながる子どもへの支援について	23
7	少子化対策への取り組み	23
第5章	「放課後子ども総合プラン」に基づく計画	24
1	放課後児童クラブ(学童クラブ)	24
	(1) 現在の実施状況	24
	(2) 今後の課題と方向性	24
	(3) 量の見込みと確保方策【再掲】	25

2	放課後子供教室	25
(1)	現在の実施状況	25
(2)	今後の課題と方向性	25
第6章	母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進に関する事項	26
1	母子保健サービスの充実	26
2	子育て支援機会の充実	27
3	安心して妊娠・出産ができるための支援	28
4	母子医療体制の充実	28
5	疾病予防	29
6	新しい世代の育成	29
7	児童虐待防止対策の充実	30
8	専門的な療育環境づくり	31
—	資料編	32
1	南魚沼市子ども・子育て会議条例	32
2	南魚沼市子ども・子育て会議 委員名簿	33

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき平成17年3月及び平成22年3月にそれぞれ前期と後期の「南魚沼市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援に関する様々な取り組みを通して子どもを産み育てやすい環境を整備してきました。

また、平成27年度からは幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図るために、「子ども・子育て関連3法」に基づき、第1期「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定してきました。

しかしながら、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱いており、引き続き十分な対策が求められています。

このような問題に継続的に対応するため、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市区町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられ、また、5年に一度計画を見直し、現状に合わせた計画を策定することになっています。

本市においても、子ども人口の減少が続くなかで、第1期「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」により取り組んできた子ども・子育て支援を一層推進するとともに、子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、第2期「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として位置づけています。

3 計画の期間

この第2期計画の期間は、現在の計画期間終了後から5年間（令和2年度から6年度まで）とします。

平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
南魚沼市次世代育成支援行動計画 (後期計画)									
				策定作業	第1期南魚沼市 子ども・子育て支援事業計画				策定作業

令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第2期南魚沼市 子ども・子育て支援事業計画				

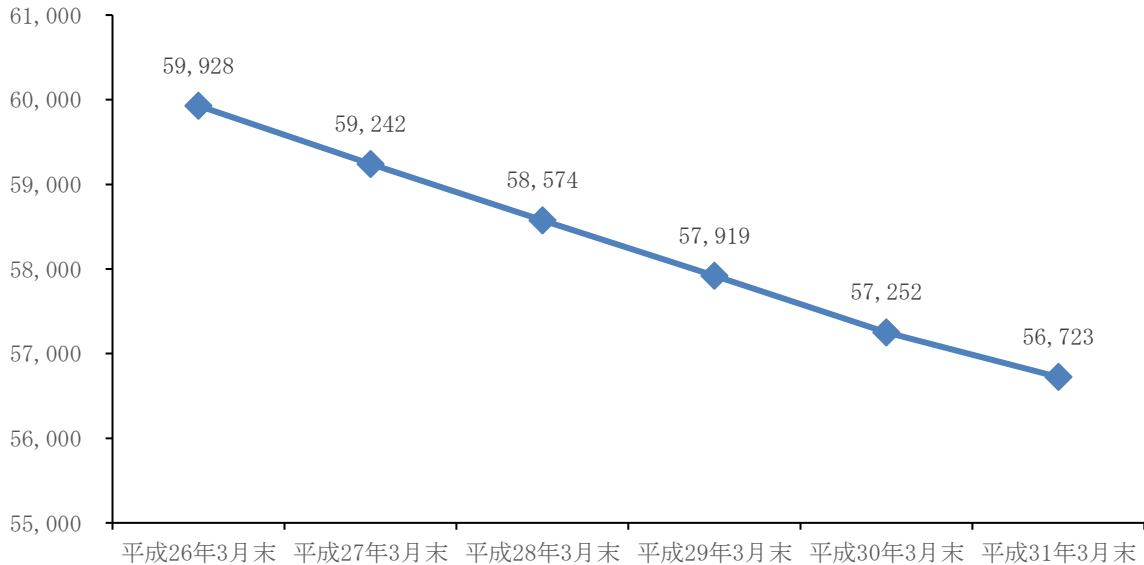
第2章 南魚沼市の現状

1 人口および世帯の動向

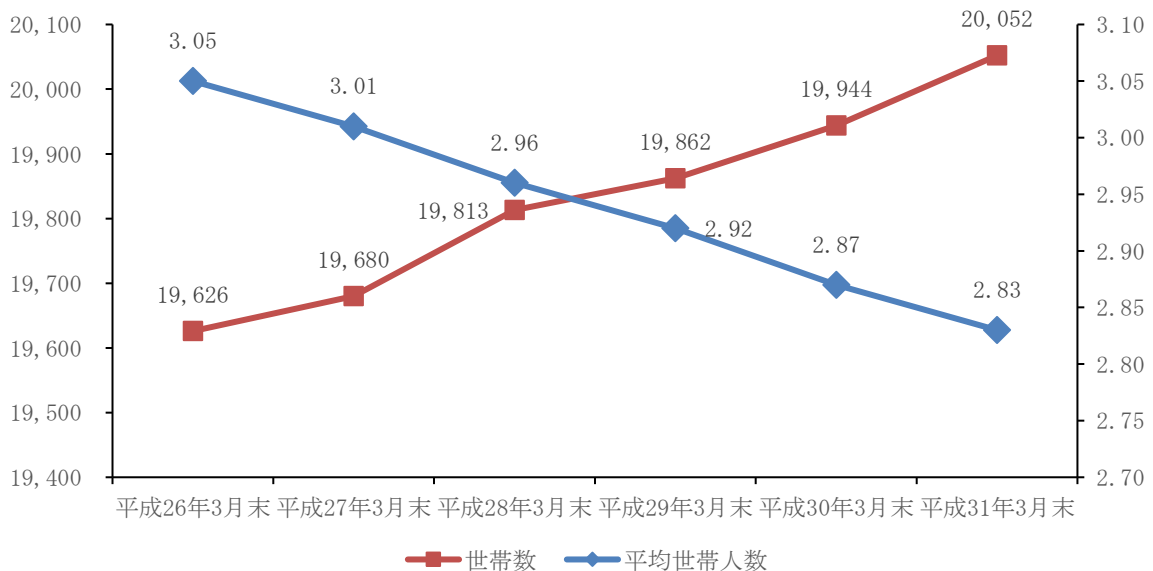
(1) 人口・世帯数

本市の平成31年3月末現在の総人口、世帯数はそれぞれ56,723人、20,052世帯で、平成26年3月末と比較すると、総人口は3,205人の減少、世帯数は426世帯の増加となっています。人口の減少と世帯数の増加により、平均世帯人数は0.22人減少しています。

◇人口の推移（資料：住民基本台帳）◇



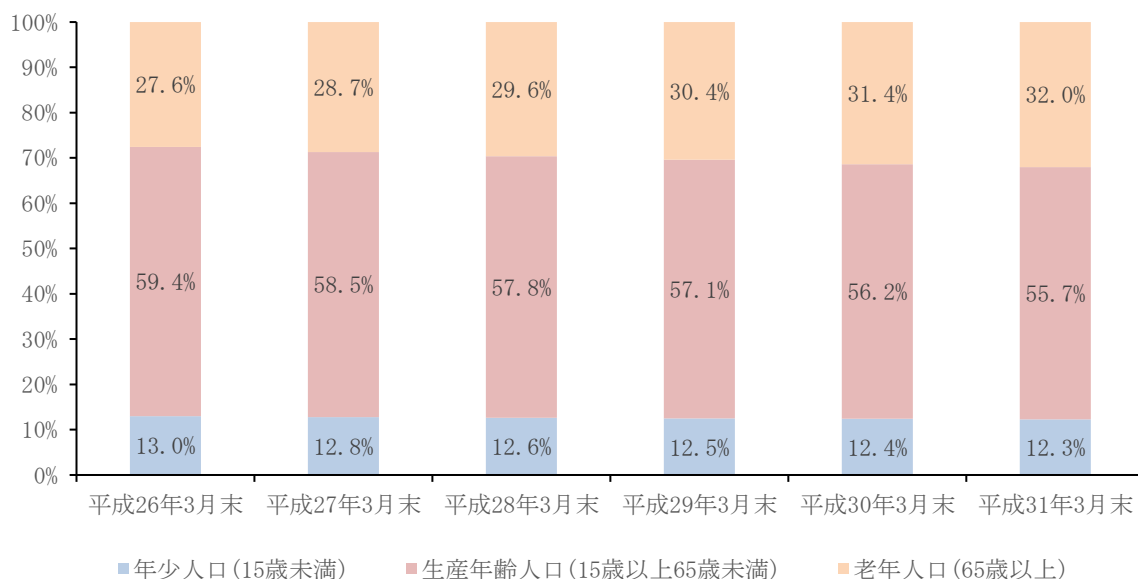
◇世帯数・平均世帯人数の推移（資料：住民基本台帳）◇



(2) 年齢3区分別人口

年少人口、生産年齢人口割合は減少傾向、老年人口割合は増加傾向となっています。

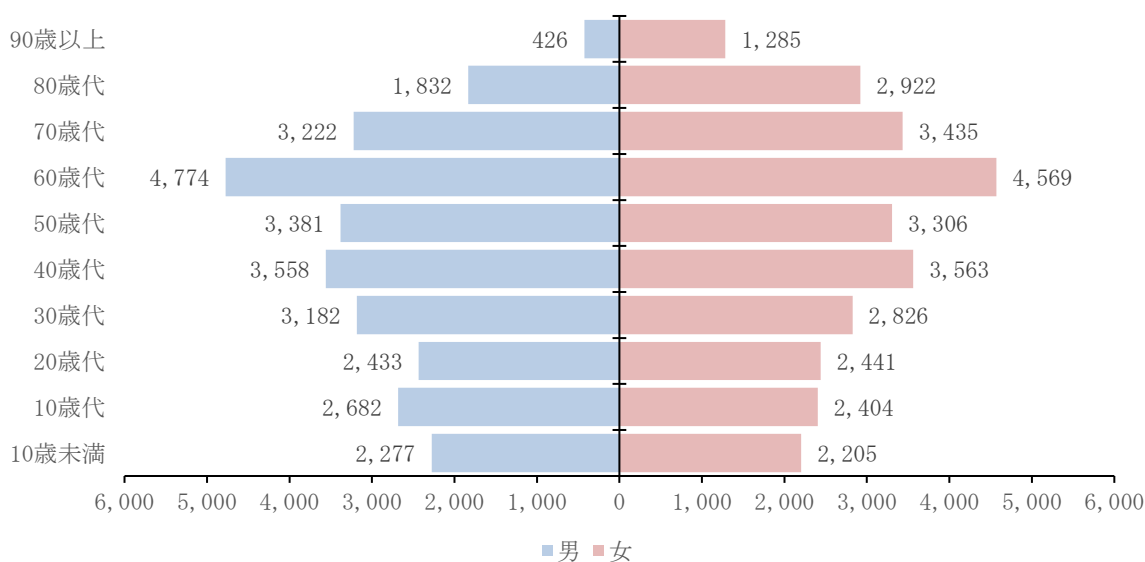
◇年齢3区分別人口割合の推移（資料：住民基本台帳）◇



(3) 年齢別・性別人口構成

平成31年3月末における年齢別構成を見ると、60歳代が最も多く、全体の16.5%を占め、次いで40歳代が12.6%、そして50歳代、70歳代、30歳代の順になっています。

◇人口ピラミッド（資料：住民基本台帳）◇

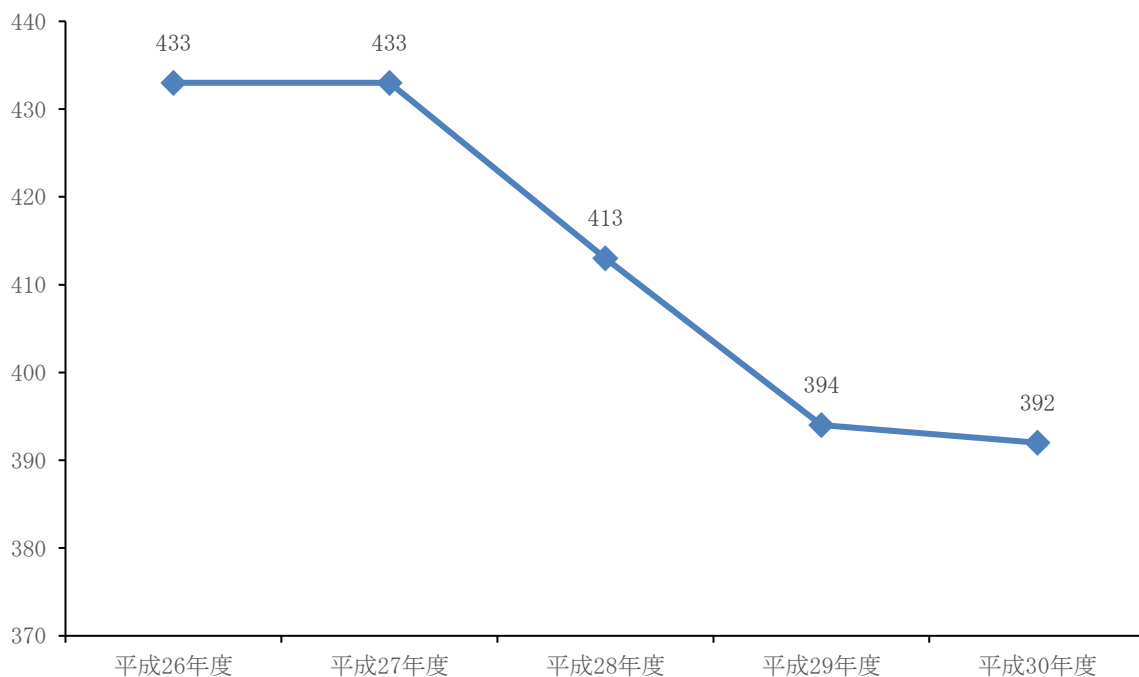


2 出生の動向

(1) 出生数

本市の出生数は、平成28年度以降、減少傾向で推移しています。

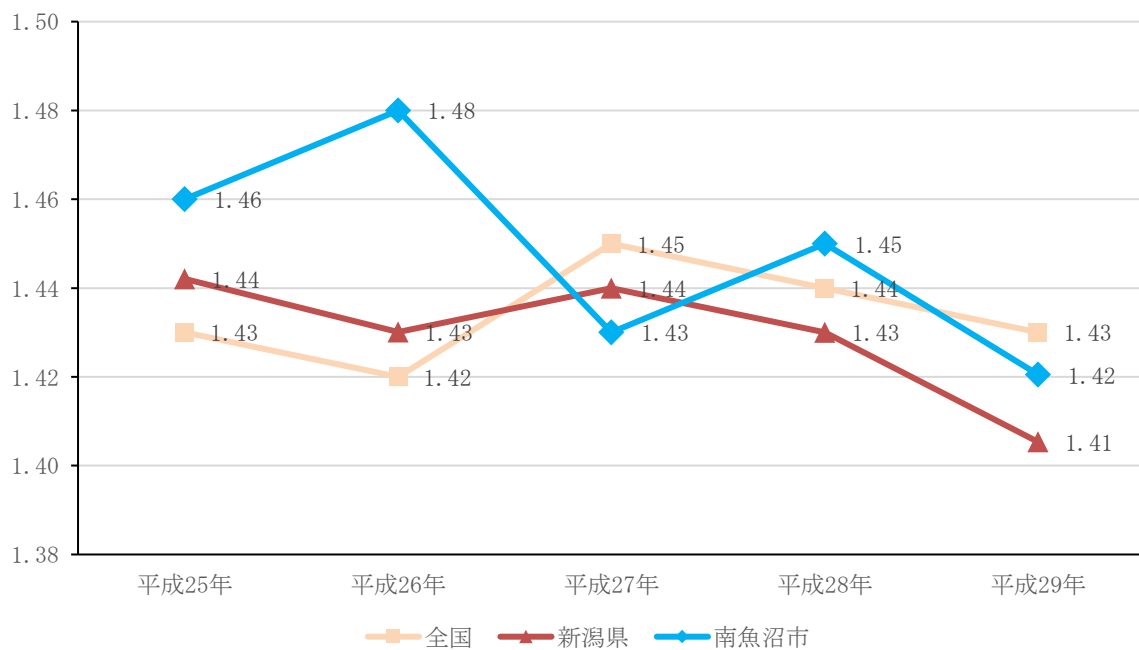
◇出生数の推移（資料：住民基本台帳）◇



(2) 合計特殊出生率（一人の女性が一生に出産することが見込まれる子どもの数）

本市の合計特殊出生率は、平成26年まで全国平均、新潟県平均に比べて若干ながら高い数値で推移してきましたが、平成27年以降全国平均、新潟県平均と同程度となっています。

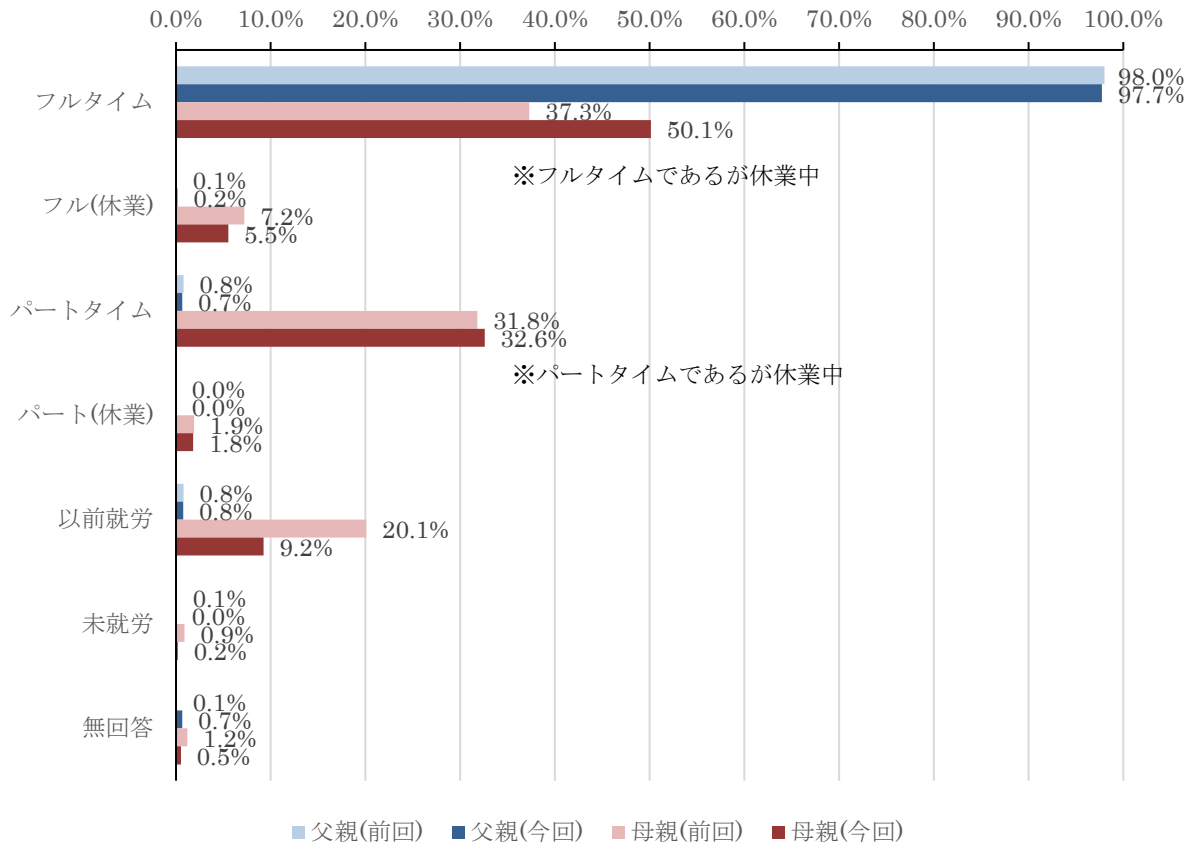
◇合計特殊出生率の推移（資料：新潟県福祉保健年報）◇



3 ニーズ調査の結果から見られる現状

(1) 保護者の就労状況 (0歳～小学校3年生まで)

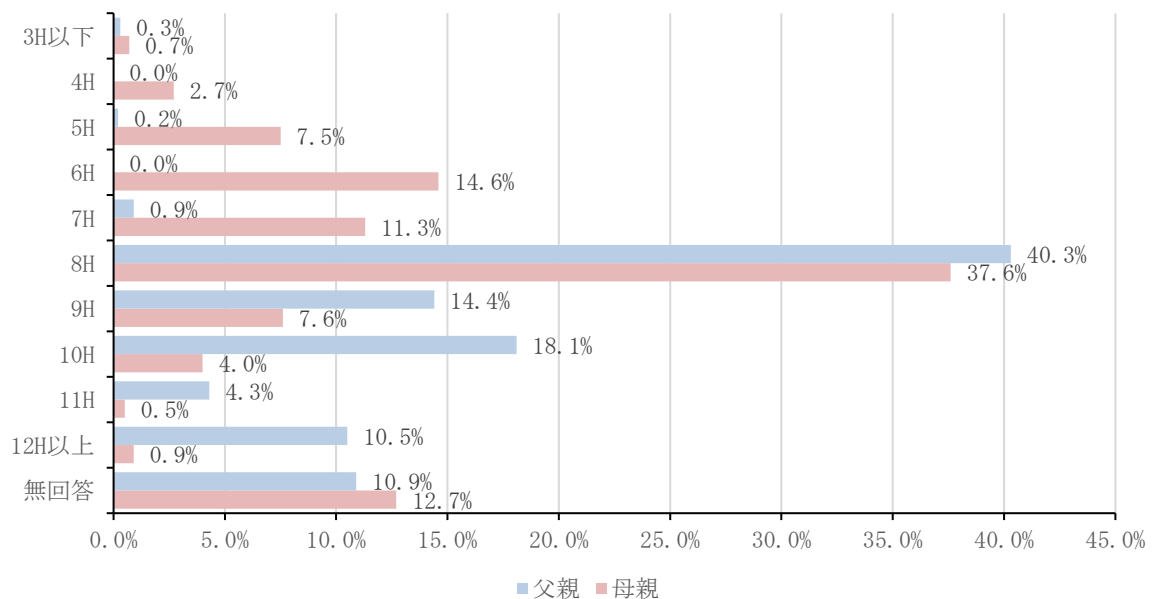
フルタイム、パートタイムを合わせると父親は約98%、母親は約83%が就労しています。



(2) 保護者の就労時間 (0歳～小学校3年生まで)

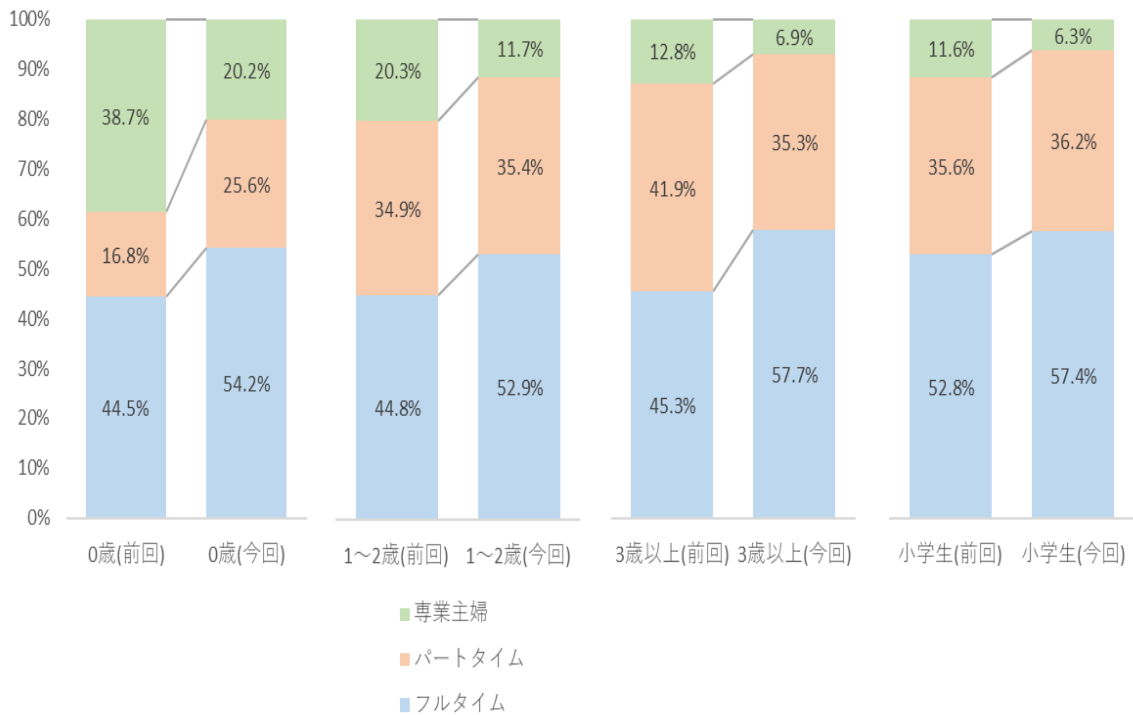
父親は、8時間が約40%と最多で、10、9時間が続き、11時間以上労働している人が約15%います。

母親も、8時間勤務が38%近くで一番多く、6時間以下の短時間勤務が約25%となっています。



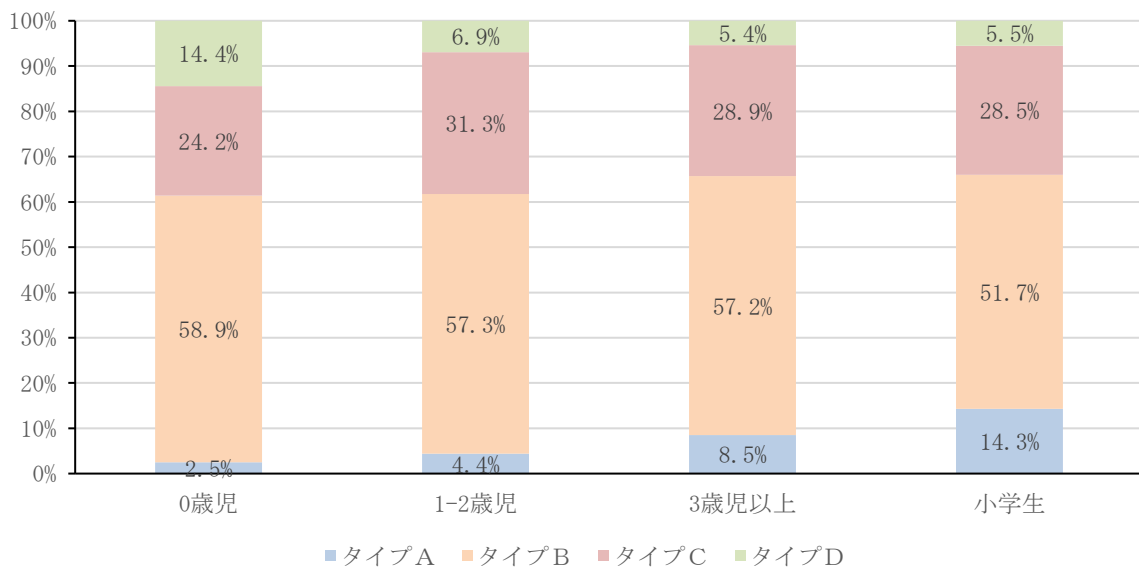
(3) 子どもの年齢と母親の就労状況

子どもの年齢が上がるに従って、母親の就労が増えていく傾向となっています。



(4) 子どもの年齢と家庭分類の状況

現在の状況を基に将来の就労希望等の状況を加味し分類した家庭分類の結果ですが、父親がほぼフルタイムであるため、子どもの年齢が上がるに従い、母親の就労が増えていく傾向となっています。また、ひとり親家庭も増加傾向となっています。

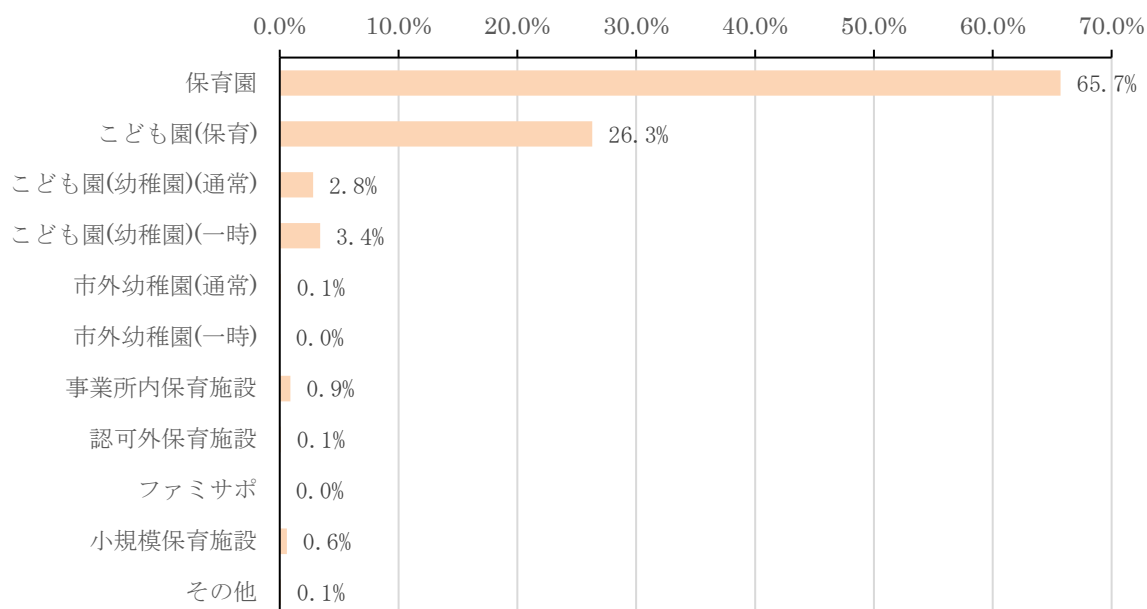


[家庭類型の分類]

- タイプA：ひとり親家庭
- タイプB：フルタイム×フルタイム
- タイプC：フルタイム×パートタイム
- タイプD：専業主婦（夫）

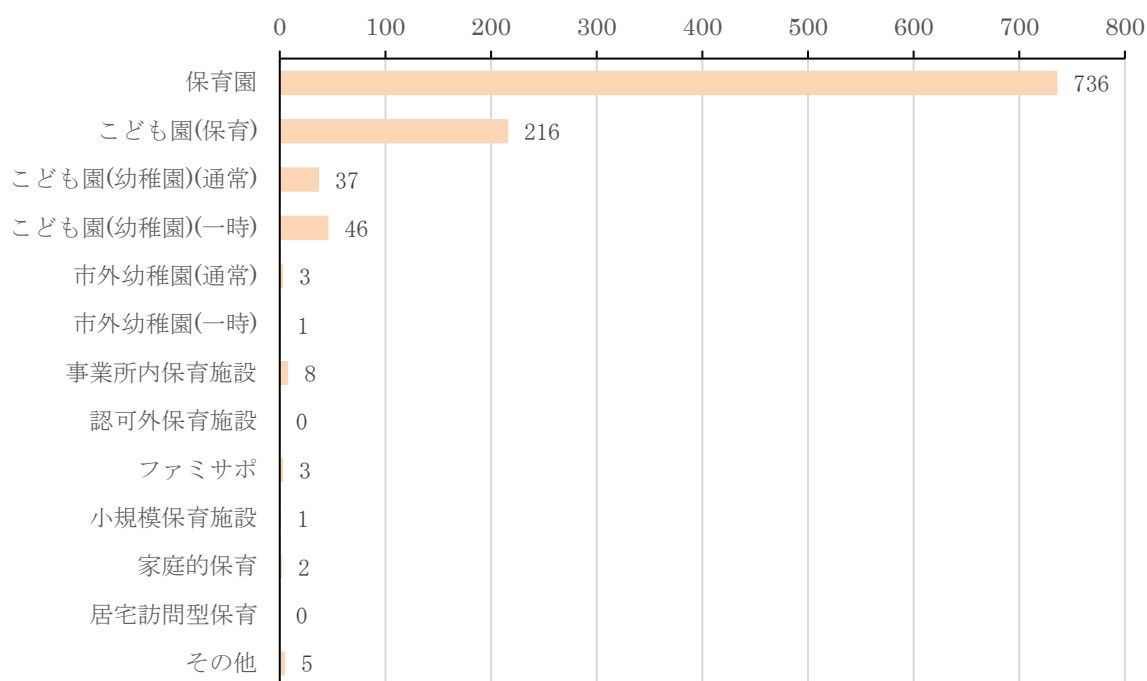
(5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

保育園や幼稚園などを定期的に利用している人の割合は85.9%となっています。その内訳は、保育園が65.7%と高く、次に認定こども園の保育園部が26.3%、認定こども園の幼稚園部が2.8%となっています。



(6) 平日に定期的に利用したい教育・保育事業

現在利用している、していないにかかわらず平日に定期的に利用したい事業の希望（重複回答有）は、保育園が最も高く、次いで認定こども園の保育園部、認定こども園の幼稚園部となっており、保育園、認定こども園を利用したいと希望する割合は前回の調査より高くなっています。

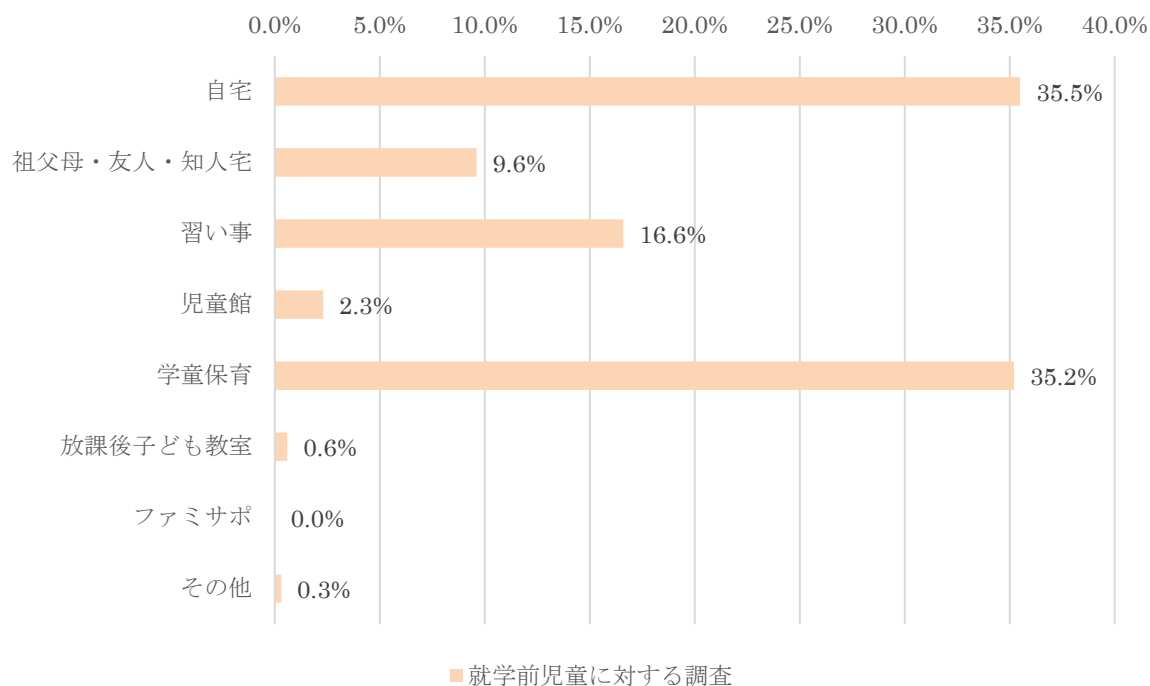


(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方

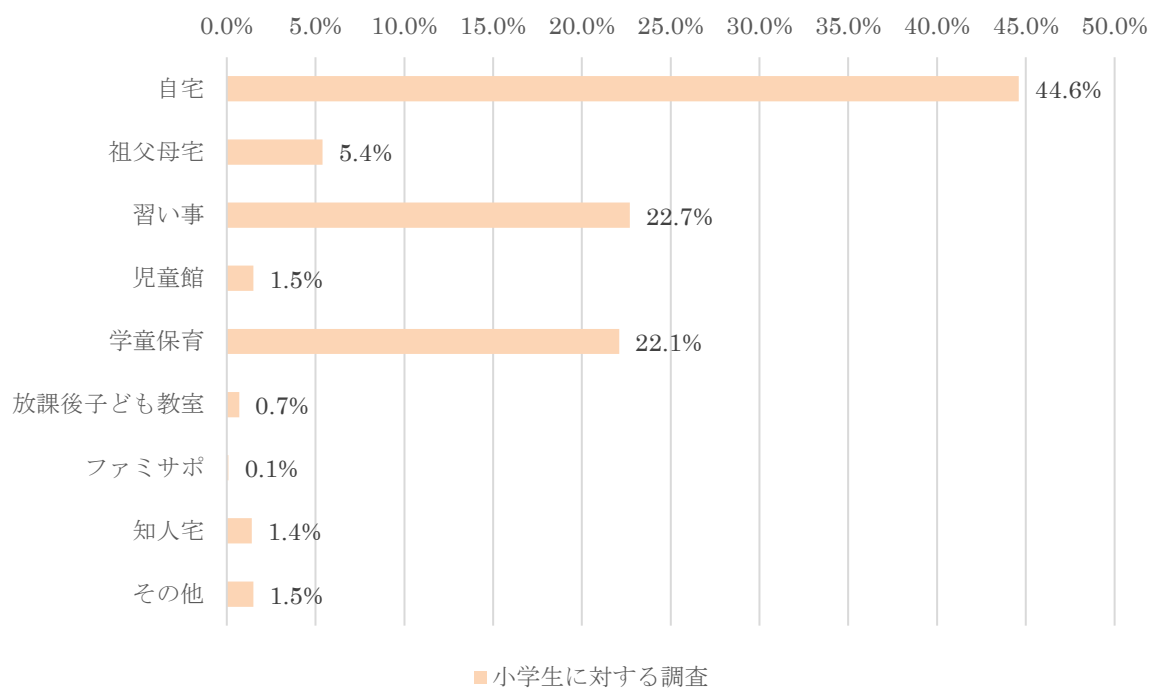
小学校の平日の放課後の時間にどのような場所で過ごさせたいかについて、利用希望を調査しました。

学童保育を希望する割合は、就学前児童に対する調査の方が、小学生に対する調査よりも高くなっています。

①就学前児童に対する調査



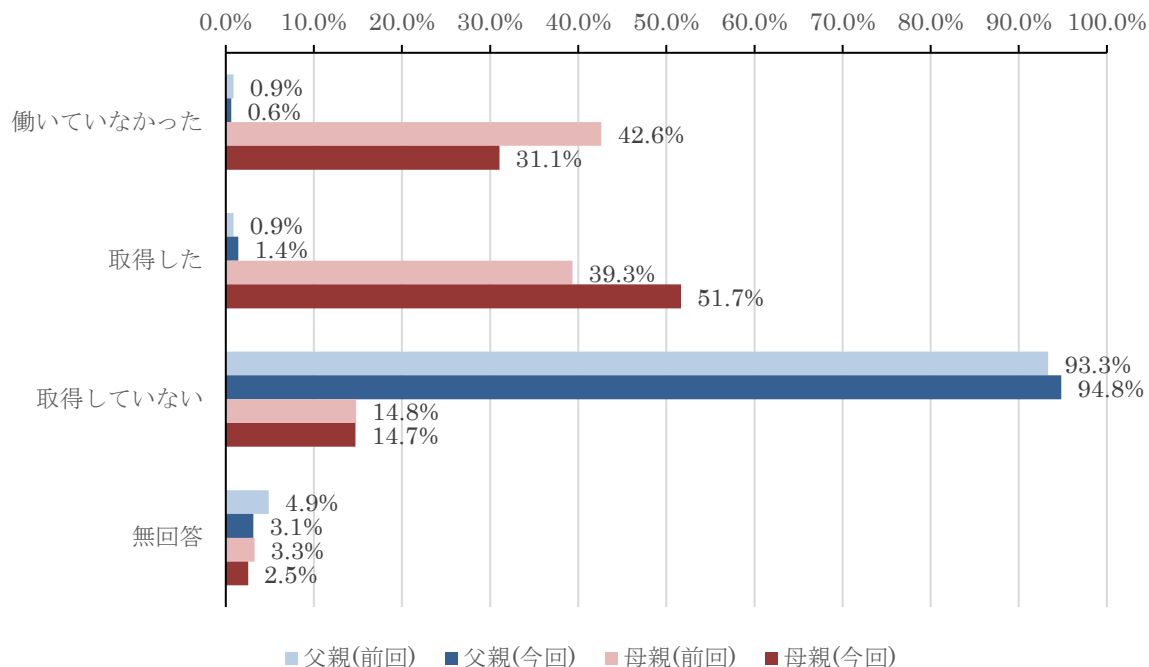
②小学生に対する調査



(8) 育児休業の取得状況

①取得状況

母親の育児休業を取得したが前回の調査より12.4%増えており、働いていなかったが前回の調査より、11.5%減となっています。育児休業を取得したと無職を合わせると前回の調査とほぼ同じ8割以上となっています。母親の無職には、出産と同時期に退職した場合が多く含まれていると思われます。父親はほぼ取得していません。



②取得していない理由

母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が多くなっています。

父親は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が最も多くなっています。

単位: %

理由	母親	父親
子育てや家事に専念するため退職した	27.0	0.7
職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	23.9	11.9
その他	22.1	5.8
収入減となり、経済的に苦しくなる	7.7	29.3
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	11.3	26.1
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	13.1	0.7
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	7.2	29.4
仕事が忙しかった	9.0	35.1
(産休後に)仕事に早く復帰したかった	6.3	0.1
保育園などに預けることができた	5.9	2.7
仕事に戻るのが難しそうだった	5.0	2.9
産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できず、退職した	3.2	0.1
育児休業を取得できることを知らなかった	1.8	3.1
配偶者が育児休業制度を利用した	0.0	40.7
昇給・昇格などが遅れそうだった	0.5	3.8

4 教育・保育の状況

(1) 保育園、認定こども園

	施設名	公立 私立	公 営 民 営	種 別	利用定員(人) (令和元年度)		利用定員(人) (令和2年度)		受入れ 年齢	延長 保育	土曜 保育	一時 預かり
					保育園 定員	幼稚園 定員	保育園 定員	幼稚園 定員				
1	三用保育園	公	公	保	70				6か月	○		○
2	赤石保育園	公	公	保	65				1歳	○		
3	大崎保育園	公	公	保	120				6か月	○	○	
4	藪神保育園	公	公	保	120				6か月	○		
5	上原保育園	公	公	保	90				1歳	○		
6	あおば保育園	公	公	保	105				6か月	○	○	
7	五日町保育園	公	公	保	80				6か月	○		
8	四十日保育園	公	公	保	60				1歳	○		
9	宮保育園	公	公	保	90				6か月	○		○
10	西五十沢保育園	公	公	保	70				1歳	○		
11	八幡保育園	公	公	保	120				6か月	○	○	
12	下長崎保育園	公	公	保	60				1歳	○		○
13	上長崎保育園	公	公	保	40				1歳	○		
14	牧之保育園	公	公	保	150				6か月	○	○	
15	舞子保育園	公	公	保	80				6か月	○		
16	石打保育園	公	公	保	45				1歳	○		
17	上関保育園	公	公	保	60				1歳	○	○*	
18	浦佐認定こども園	公	民	認	220	20			2か月	○	○	○
19	上町保育園	公	民	保	60				6か月	○	○	○
20	めぐみ野こども園	公	民	認	90	5			3か月	○	○	○
21	野の百合こども園	私	民	認	99	12			3か月	○	○	○
22	むいかまちこども園	私	民	認	50	45			1歳	○	○	○
23	たんぼぼ保育園	私	民	保	90				2か月	○	○	○
24	金城幼稚園・保育園	私	民	認	55	50			6か月	○	○	○
25	わかば保育園	私	民	認	90	5			3か月	○	○	○
26	南魚沼どろんこ保育園	私	民	認	60	15			2か月	○	○	○
27	小規模保育所わかば保育園	私	民	保	15				3か月	○		
	計				2,254	152				27	14	12

※種別 保：保育園、認：認定こども園

※公営保育園の土曜保育は、拠点保育園で実施し、終了時刻は施設によって異なります

※一時預かりは、施設によって受入年齢が異なります

※上関保育園の土曜保育は、12月から3月までです

(2) 放課後児童健全育成（学童保育）事業

クラブ名		小学校名	児童数（人）			定員	
			通年	長期休校	計	通年のみ	長期含む
1	大 空	浦 佐	56	10	66	80	80
2	太 陽	三用・赤石	30	8	38	38	38
3	藪 神	藪神・後山	46	6	52	52	52
4	おおさき	大 崎	42	0	42	40	40
5	おおまき	おおまき	40	19	59	60	60
6	どんぐり	城 内	39	14	53	37	54
7	にこにこ	五十沢	26	11	37	40	40
8	北辰第一	北 辰	38	4	42	33	33
	北辰第二		39	1	40	40	40
9	たんぽぽ	北辰・六日町	49	8	57	40	40
10	六 日 町	六日町	33	11	44	42	42
11	野の百合家庭教育館	六日町	40	13	53	40	40
12	第二野の百合家庭教育館		24	0	24	19	19
13	中 之 島	中之島	27	14	41	23	54
14	石 打	石 打	15	4	19	16	16
15	上 関	上 関	10	7	17	16	16
16	上 田	第一・第二上田	31	9	40	39	39
17	わかば	塩 沢	28	2	30	40	40
18	金 城		29	7	36	40	40
19	牧 之		39	9	48	40	40
総計			681	157	838	775	823

※令和元年5月1日時点の利用児童数

※利用区分 ○通 年 利 用 ⇒ 年間を通じて利用

○長期休校期間利用⇒ 長期休校期間のみ利用（学校終業・始業日は含まない）

春・夏・冬休みすべてを利用

※保育時間：概ねの時間帯であり、クラブ施設により多少の相違有

○平 日 ⇒ 放課後～18:00

○土 曜 日 ⇒ 7:30～13:00

○長期休校期間（平日）⇒ 8:00～18:00

○長期休校期間（土曜）⇒ 7:30～13:00

○延長保育時間（平日・土曜・長期休校期間中）⇒ ～18:30

(3) 地域子育て支援拠点事業

	会場名	場所
1	ほのぼの広場（大和会場）	南魚沼市役所大和庁舎3階
2	ほのぼの広場（六日町会場）	イオン六日町店専門店館1階
3	ほのぼの広場（塩沢会場）	南魚沼市役所塩沢庁舎2階
4	ひだまり	浦佐認定こども園
5	野の百合子育て支援センター	野の百合こども園
6	わかば子育て支援センター	わかば保育園
7	ちきんえっぐ	南魚沼どろんこ保育園
8	金城子育て支援センター	塩沢金城わかば児童館

(4) 病児・病後児保育事業

	施設名	場所	種別
1	花てまり	萌気園浦佐診療所	病児・病後児保育
2	ゆりかご	野の百合こども園	病後児保育
3	すずらんルーム	わかば保育園	病後児保育

(5) ファミリーサポートセンター事業実績

	依頼会員 (名)	提供会員 (名)	両方会員 (名)	利用件数 (件)
平成27年度	108	23	10	150
平成28年度	114	24	10	210
平成29年度	132	31	13	318
平成30年度	146	33	14	58
令和元年度 (令和元年10月現在)	161	35	12	100

第3章 計画の基本的な考え方

南魚沼市では、平成22年3月に「生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとう のまちづくり」を行動計画のテーマに「南魚沼市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、また、平成27年に第1期「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」へ引き継ぎ実行してきました。

第2期「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」においても、この行動計画の基本理念を引き継ぎ、地域全体で子どもを育む社会を作っていくために、子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続けることができ、さらにそれらの子育てを支援する地域社会づくりを目指し、子ども・子育て支援の推進に取り組みます。

1 基本理念

“全ての子どもと家庭への支援”を基本理念とし、基本理念に基づくテーマを掲げ、次代の親になる子どもたちへの子育てを取り巻く支援のみならず、結婚・出産・子育てまで、安全で安心して生活できる環境と、地域社会全体で子育て支援を支えあうネットワークをつくりまします。

— 計画のテーマ —

生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとう のまちづくり

2 計画の方向性

本市における計画の方向性を、次のように定めます。

- 子どもの幸せを第一に考え、「子どもが安心して遊べる空間」、「子どもが安心して学べる環境」、「子どもが安心して帰れる家庭」などの「安心基盤の確保」を推進するため、保育園や認定こども園及び学校と連携していきます。また、保護者に対しても、それらの確保の重要性に関する周知や、理解を得られるように支援します。
- 学校・家庭・地域が一体となり、子育てを社会全体で支えるネットワークをつくりまします。
- 安心して子育て支援サービスが利用できるよう、サービス全般の質の向上を図り、子育てがしやすい地域、子育てが楽しい地域をつくりまします。
- 結婚・出産・子育てまで連続性のある支援環境をつくりまします。
- 次代に親となる子どもたちに、親のこころ、親になることの心構えなど「親心」を育む教育や働きかけを支援します。

3 子ども・子育て支援の意義

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

①子ども・子育て支援法の目的

法は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としています。

この目的を達成するためには、

- 子ども・子育て支援は「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とします。
- 子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

②子ども・子育て支援法の対象

- 法は、障がい、疾病、虐待、貧困、家庭の状況その他の事業により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とします。
- 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。

③社会全体で取り組むべき最重要課題

- 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。
- 親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされています。

子育て支援の取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければなりません。

(2) 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

子育ての負担や不安、孤立感の高まりや少子化による子どもの育ちをめぐる環境が変化してきていますが、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤独感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していく必要があります。

(3) 子どもの育ちに関する理念

乳幼児期は愛着の形成や、人格形成の基礎が培われ、小学校就学後は調和のとれた発達を図る重要な時期となっています。特に、乳幼児期の重要性や特性をふまえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

一人一人が、かけがえの無い個性である存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

(4) 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援は進められる必要があります。保護者からは、子どもの立場に寄り添った行動への理解を深めるとともに、必要な場合には、社会的養護に係る措置を適切に講じていきます。子どもの健やかな育ちを保障することは、社会の責務であり、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

(5) 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることで、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

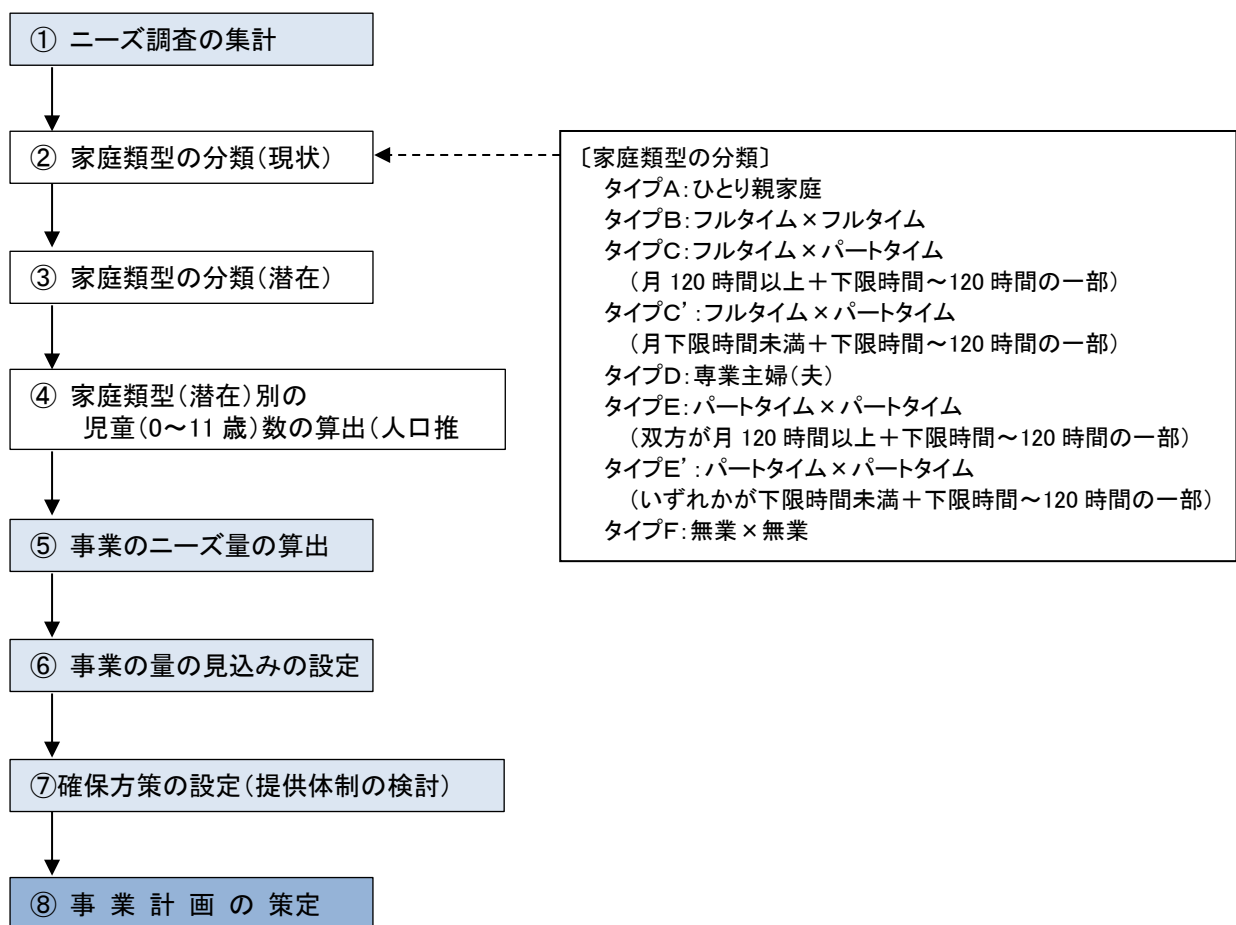
第4章 子ども・子育て支援事業の実施

1 ニーズ調査の実施から事業計画の策定の流れ

子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを探るため、ニーズ調査の結果を活用し、家庭類型（父親・母親の同居状況や就労状況から家庭の状況を分類したもの）や年齢区別に、ニーズ量を算出します。

この「ニーズ量」は、国の『利用希望把握調査集計方法等の「作業の手引き」』の中で算出方法が示されており、基本的にその手引きに準じて算出をしていくこととなっています。

国の方法はニーズ調査結果から全国一律に算出するものであることから、「ニーズ量」を参考にしながら、本市の実態に応じて実際の「量の見込み」を検討し、これを目標事業量として「量の見込み」に対する提供体制の計画として「確保方策」を設定しました。



2 教育・保育の提供区域の設定について

(1) 「教育・保育の提供区域」とは

子ども・子育て支援法により、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、地域の事情を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

また区域ごとに事業の「量の見込み」と「確保方策」を示すことになります。

(2) 南魚沼市の教育・保育の提供区域の設定

本市では、区域の範囲について、ニーズ調査及び子ども・子育て会議での審議結果、そして、各地域の子ども人口や資源の状況を踏まえ、

全ての事業の区域を、市全体を1区域として設定します。

3 教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」について

(1) 教育・保育給付を受けるための認定

- ・教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（支援法第19条第1項第1号、第2号、第3号）を受けることが必要となります。【表1】
- ・2、3号の認定には、保育を必要とする事由が必要です。
- ・2、3号認定については、さらに「保育必要量」として「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分が設けられます。
- ・認定区分に応じて、利用できる施設や事業が異なります。【表2】

【表1】認定区分

	保育を必要としない		保育を必要とする	
	1号認定	教育標準時間	2号認定	保育標準時間（120時間/月以上 就労） 保育短時間（64～120時間/月 就労）
3歳以上児				
3歳未満児			3号認定	保育標準時間（120時間/月以上 就労） 保育短時間（64～120時間/月 就労）

認定区分による施設・事業の利用区分【表2】

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	幼稚園	○	※	—
	認定こども園	○	○	○
	保育所	※	○	○
地域型	事業所内保育	※	※	○
	小規模保育	※	※	○
	家庭的保育	※	※	○
	居宅訪問型保育	※	※	○

※：特例による利用可

(2) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

国の手引きに基づき、教育・保育量のニーズ量を算出した後に、必要な箇所に補正を行った結果、市内に居住する児童の教育・保育の量の見込み及びそれに対する確保方策は次の通りとなります。

令和2年度

		1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計
		教育希望	3～5歳		1～2歳	0歳	
			幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	
①量の見込み（補正後）		104人	23人	1,128人	614人	195人	1,937人
②確保方策	保育園			976人	518人	131人	1,625人
	認定こども園		152人	395人	192人	42人	629人
	確保の合計		152人	1,371人	710人	173人	2,254人
②-① 過不足			25人	243人	96人	△22人	317人
確保の内容	小規模わかば：小規模保育事業B型へ移行						

令和3年度

		1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計
		教育希望	3～5歳		1～2歳	0歳	
			幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	
①量の見込み（補正後）		100人	22人	1,086人	615人	192人	1,893人
②確保方策	保育園			951人	505人	129人	1,585人
	認定こども園		152人	395人	192人	42人	629人
	確保の合計		152人	1,346人	697人	171人	2,214人
②-① 過不足			30人	260人	82人	△21人	321人
確保の内容	上長崎保育園・下長崎保育園統合 40名減						

令和4年度

		1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計
		3～5歳			1～2歳	0歳	
		教育希望	幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	
① 量の見込み（補正後）		96人	21人	1,040人	600人	189人	1,829人
②確保方策	保育園			951人	505人	129人	1,585人
	認定こども園		152人	395人	192人	42人	629人
	確保の合計		152人	1,346人	697人	171人	2,214人
②-① 過不足			35人	306人	97人	△18人	385人
確保の内容							

令和5年度

		1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計
		3～5歳			1～2歳	0歳	
		教育希望	幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	
① 量の見込み（補正後）		92人	20人	993人	587人	185人	1,765人
②確保方策	保育園			951人	505人	129人	1,585人
	認定こども園		152人	395人	192人	42人	629人
	確保の合計		152人	1,346人	697人	171人	2,214人
②-① 過不足			40人	353人	110人	△14人	449人
確保の内容							

令和6年度

		1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計
		3～5歳			1～2歳	0歳	
		教育希望	幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	
① 量の見込み（補正後）		89人	20人	965人	569人	183人	1,717人
②確保方策	保育園			951人	505人	129人	1,585人
	認定こども園		152人	395人	192人	42人	629人
	確保の合計		152人	1,346人	697人	171人	2,214人
②-① 過不足			43人	381人	128人	△12人	497人
確保の内容							

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」について

国の手引きに基づき、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出した後に、必要な箇所に補正を行った結果、事業の量の見込み及びそれに対する確保方策は次の通りとなります。

(1) 放課後児童健全育成(学童保育) 事業

(利用定員)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	860人	830人	816人	799人	771人
② 確保方策	832人	832人	832人	832人	832人
	20クラブ	20クラブ	20クラブ	20クラブ	20クラブ
②-① 過不足	-28人	2人	16人	33人	61人
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に、第二野の百合家庭教育館が新たに新設され、定員増となりました。 令和3年度からは、市全体の待機児童は解消される計画となっていますが、地域的な格差や児童支援員の不足により、待機児童の発生が予想されます。引き続き、児童支援員の確保等を行い、待機児童の解消に努力していきます。 				

(2) 時間外保育(延長保育) 事業

(日利用児童数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	732人	715人	684人	657人	639人
② 確保方策	732人	715人	684人	657人	639人
	18か所	17か所	17か所	17か所	17か所
②-① 過不足	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の供給は、基本的に充足しています。 認可保育園の延長保育事業 令和3年に上田地区の保育園統合があるため、園数が減となる。 				

(3) 子育て短期支援(ショートステイ) 事業

(年間利用児童数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
②-① 過不足	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ量がないため、事業は実施しません。 				

(4) 地域子育て支援拠点事業

(年間利用児童数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	9,020人	8,776人	8,458人	8,173人	7,920人
② 確保方策	9,020人	8,776人	8,458人	8,173人	7,920人
	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
②-① 過不足	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> 多くの方に子育ての情報の周知や理解を得るために、現在、開設している認定こども園にも事業実施を求めています。 令和2年度 むいかまちこども園支援センター開設予定 				

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園等の一時的預かり

(年間利用児童数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	418人	405人	392人	365人	365人
② 確保方策	3,600人	3,600人	3,600人	3,600人	3,600人
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②-① 過不足	3,182人	3,195人	3,208人	3,235人	3,235人
確保の内容	・本事業の供給は、基本的に充足されています。				

② 保育園等の一時的預かり

(年間利用児童数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	2,440人	2,364人	2,288人	2,135人	2,135人
② 確保方策	9,000人	9,000人	9,000人	9,000人	9,000人
	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
②-① 過不足	6,560人	6,636	6,712	6,865	6,865
確保の内容	・本事業の供給は、基本的に充足されています。				

(6) 病児・病後児保育事業

(日利用児童数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	15人	15人	14人	14人	13人
② 確保方策	15人	15人	15人	15人	15人
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②-① 過不足	0人	0人	1人	1人	2人
確保の内容	・六日町・塩沢地域で病児保育の実施を検討します。				

(7) ファミリーサポートセンター事業

(年間利用児童数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	171人	167人	162人	155人	149人
② 確保方策	171人	167人	162人	155人	149人
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-① 過不足	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の供給は、基本的に充足されています。 ・今後も周知を進めていきます。 				

5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容について

子ども・子育て支援新制度の理念は、「全ての子どもの最善の利益を実現し、質の高い教育・保育の提供を行う」ことであり、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、その支援は良質かつ適切なものでなければならぬとされています。

新制度のねらいの1つである認定こども園の普及を推進するため、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びそのニーズ変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、既存の私立保育園が認定こども園への移行を希望する場合には、設置者の意向を尊重し、適切に普及・促進を図ります。

公立の施設については、少子化の影響により施設に通う子どもの人数が減少し集団行動や協調性を学ぶ機会が減ってきているため、施設運営の適正化とともに、老朽化等施設の現状を踏まえた適正配置もはかる必要が生じています。

このことから、本計画では、施設の適正運営及び適正配置を図るための指標を示し、施設の統合整理を計画的に行うこととします。なお、統合整理にあたっては、関連計画である、南魚沼市公共施設等総合管理計画と整合を図り進めていきます。

【指標】

指標の設定にあたっては、集団行動や協調性を学ぶために施設全体だと考えられる児童数を、各保育園・認定こども園を対象にアンケートを実施しました。

その結果、施設運営のために必要な児童数の最低ラインが定員の56%という結果になりました。したがって、保育園の児童数が定員の56%になった場合、あるいは、2～3年後56%を下回ることが確実だと予想される場合、適正配置の検討を開始することとします。

【施設アンケート結果】

アンケートに際しては、定員80人規模の施設を仮定して回答を考えていただきました。

Q1集団行動や協調性を養ううえで必要だと思う施設全体の児童数は何人ですか？

Q2運動会などイベントを行ううえで必要だと思う施設全体の人数は何人ですか？

Q1回答	
児童数	回答数
50人	4
60人	6
65人	2
70人	3
80人	6
40人-50人	1
50人-70人	1
60人-80人	1

Q2回答	
児童数	回答数
45人	1
50人	6
60人	6
65人	1
70人	8
60人-80人	2
70人-80人	1

6 外国人幼児への支援について

南魚沼市には、世界のさまざまな国の人々が学ぶ国際大学があり、多くの外国人の家族が市内に居住しております。

近年、その子どもが教育・保育施設等を利用したいとの希望が増加しており、適切な需要確認を行い、教育・保育施設の拡充をしていきます。

また、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国語対応等の支援を拡充していきます。

7 少子化対策への取り組み

国の施策により、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化事業が実施されています。これは急速な少子化の進行や幼児期の教育・保育の重要性を鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て世代の経済的負担軽減を進めているものです。

また、既に第2次南魚沼市総合計画で計画してある「若い世代の交流機会の拡大」や「若い世代の移住・定住の促進」に加えて、多子に繋がる新たな少子化対策を検討していきます。

第5章 「放課後子ども総合プラン」に基づく計画

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が求められています。

これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプランをとりまとめました。(2019~2023年)

本市の学童クラブは、学校統合により、施設整備等が計画通り進みましたが、地域的な格差があり、待機児童が減らないのが現状です。1~3年生の申請は、年々増加傾向にあり、通年利用者が増えています。4~6年生に関しては、利用人数が低学年に比べてかなり少なく、4年生が主な利用者となっています。

放課後子ども教室は、特認校の栃窪小学校だけでの実施となっています。

引き続き、市の関係部局と学校、関係者等で連携を深め、地域の実情と人員確保の確立に合わせた推進計画の策定に取り組み、一体型を中心としたプログラムに参加できるよう、「放課後子ども総合プラン」の推進を図っていきます。

1 放課後児童クラブ（学童クラブ）

就労等により昼間保護者が不在となる家庭の小学生に対し、遊びを主とした活動を通じて児童の放課後の健全育成を図り、保護者の就労を支援するサービスを行います。

(1) 現在の実施状況

本市の放課後児童クラブは、年間を通して利用する通年利用と、夏休みなどの長期休校期間だけ利用する長期休校期間利用の2つの利用区分があります。

現状では全て民間法人への委託となっており、NPO法人すまいるネット南魚沼が12クラブ、医療法人社団萌気会が1クラブ、社会福祉法人若葉会が3クラブ、野の百合福祉会が2クラブ、長慶福祉会が1クラブの運営を行っています。

(2) 今後の課題と方向性

平成30年度から小学校の統合が続き、それに伴って、にこにこクラブの移転やおおまきクラブの統合が行われました。改修工事を行い、新たな専用区画スペースが設けられ、活動範囲も広がりました。また、待機児童の解消のため、野の百合福祉会が第二・野の百合家庭教育館を新設し、あらたな定員増となりました。今後も小学校統合が続き、令和2年には、上田小学校が開校します。また、石打区でも小学校学区再編検討委員会が、令和元年7月に立ち上がりました。学校統合により、学校内にあるクラブは、新たに環境整備が進む傾向となります。また今後は、支援員等の職員確保が課題となり、雇用形態等を拡充し、就業しやすい職場運営を検討していくことが最重要課題となります。更なる「一体型」の実施に向け、地域の実情に応じた総合的なプランの多様化が求められています。

(3) 量の見込みと確保方策【再掲】

(利用定員)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	860人	830人	816人	799人	771人
② 確保方策	832人	832人	832人	832人	832人
	20クラブ	20クラブ	20クラブ	20クラブ	20クラブ
②-① 過不足	-28人	2人	16人	33人	61人
確保の内容	・令和元年度に、第二野の百合家庭教育館が新たに新設され、定員増となりました。 ・令和3年度からは、市全体の待機児童は解消される計画となっていますが、地域的な格差や児童支援員の不足により、待機児童の発生が予想されます。引き続き、児童支援員の確保等を行い、待機児童の解消に努力していきます。				

2 放課後子供教室

放課後における子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習やささまざまな体験活動を通じて、子どもたちの生きる力を育むことを目的としています。

(1) 現在の実施状況

本市の放課後子供教室は、特認校の柘窪小学校で、子どもたちの安心・安全な居場所として、地域と連携し運営を行っています。

(2) 今後の課題と方向性

放課後子供教室の支援員などスタッフの確保と育成が大きな課題となります。

第6章 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進に関する事項

母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

健やかに生み育てる環境づくり<<妊娠・出産期から切れ目のない支援>>

1 母子保健サービスの充実

母子保健における健診事業、訪問・相談事業、歯科保健事業、予防接種事業など妊娠期から乳幼児期の継続した関わりを通じて、母子の健康の確保及び増進を図ります。「子育て世代包括支援センター」を設置し、関係機関と有機的な連携体制を構築し、利用者の視点にたった妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の提供により、安心して健やかに生み育てられる環境づくりを目指し、子どもへの虐待の発生防止、子育て世代の自殺予防に努めるための支援体制を充実します。

※「子育て世代包括支援センター」とは…

妊産婦・乳幼児等の生活の質の改善・向上、良好な生育環境の実現・維持を目指し、母子保健分野と子育て支援分野の両面から健康の保持増進に関する包括的な支援を実施します。妊娠初期から子育て期にわたり、実情把握・各種相談・支援プラン策定・連絡調整等の業務を通じ継続的に切れ目のない支援を提供し、健全な親子・家族関係の構築を目指します。

事業名	事業の内容	目標	担当
母子健康手帳の交付	妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、妊娠・出産期から乳幼児期まで継続した健康管理に活用します。	専門職による交付を開始し、継続的な支援を目指します。	保健課
妊婦健康診査	14回分の妊婦健康診査受診票を発行します。健診医療機関と連携を図り、支援を要する妊婦の相談対応につなげます。	妊婦の経済的負担軽減と健康管理に努めます。	保健課
妊婦歯科健診	妊娠中は体調の変化からお口のトラブルが起きやすく、おなかの赤ちゃんにも影響するため、妊婦歯科健診受診券を交付し、歯と歯ぐきの健康管理を推進します。	受診率40%以上の維持 (H30年度42.9%)	保健課
妊産婦・新生児訪問指導	市の開業助産師に委託し、妊産婦の体調や新生児の発育の確認を行います。また、出産医療機関等と連携し、赤ちゃんの様子やママの育児不安を早期に把握し対応します。必要に応じて保健師も同行します。	第1子全数把握 (H30年度100%)	保健課
乳児家庭全戸訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保健師が2～3か月児のいる家庭を訪問し、養育者の育児不安が軽減されるよう育児相談や情報提供を行い、併せて赤ちゃんの発育発達を確認します。	全数訪問 (H30年度98.5%)	保健課
乳幼児健診	育児不安の軽減、疾病の早期発見、健康保持増進のため、4か月・1歳6か月・3歳(尿検査、視聴覚検査)は集団健診で、10か月は医療機関委託として実施します。	受診率95%以上維持(委託含む平均受診率) (H30年度96.9%)	保健課

幼児歯科健診	1歳、1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳の歯科健診及び個別の萌出状況に合わせた歯科保健指導を実施します。希望者にはフッ化物塗布を実施します。	3歳児一人平均むし歯数 0.40本以下の維持 (H30年度0.34本)	保健課
養育支援訪問事業 【地域子ども ・子育て支援事業】	強い育児不安や育児ストレス、若年妊婦や予期せぬ妊娠、不適切な養育環境など養育上の問題を抱える家庭に専門職が訪問し適切な養育の実施ができるよう支援します。	全数訪問	保健課 子育て支援課

2 子育て支援機会の充実

安心して出産、育児ができるよう専門職を活用した相談支援体制の整備や学習の機会の提供により、子育てに対する不安を軽減するとともに仲間づくりや家庭や地域全体で子育てを支える環境づくりを行います。

事業名	事業の内容	目標	担当
両親学級 (マタニティサロン)	妊娠中期の夫婦を対象に、妊娠中の生活についての講話、夫の妊婦体験、参加者同士の交流を通じて、これからの家族、子育てについて考える機会の提供を行います。	初産婦50%以上の参加 (H30年度40.2%)	保健課
育児学級 (育児力アップ講座)	5-6か月児の養育者を対象に、保育士によるふれあい遊びや専門職による講話を行います。育児不安を軽減し、親子の関わり方を学び、仲間づくりのきっかけづくりを行います。	第1子保育者参加率40%以上 (H30年度38.0%)	保健課
ブックスタート	4か月健診で絵本のプレゼントを行います。	絵本と親しみ親子でふれあうきっかけづくりに努めます。	保健課 図書センター
離乳食教室 (もぐもぐ教室)	7か月児の養育者を対象に、月齢にあった離乳食の進め方を理解し無理なく準備できるよう試食等の体験も含めて実施します。	もぐもぐ教室第1子参加率85%以上 (H30年度87.1%)	保健課
育てる力の強化	子育ての知識習得の場として両親学級、育児学級、もぐもぐ教室、ほのぼの広場の支援講座・子育て支援学習会、親子すこやか教室等を実施します。また、市報を通じて育児情報の発信を行います。 市の育児環境と育児情報に関するリーフレット「HAPPY子育てin南魚沼市」を活用し、地域・関係機関と協働し子育てを支える環境づくりに努めます。	年間6回育児情報を市報に掲載します。	保健課 子育て支援課

3 安心して妊娠・出産ができるための支援

安心して心健やかに子どもを産み育てることができるように不安の軽減と疾病予防や健康管理の正しい知識を提供します。また、不妊や不育症に悩む夫婦の負担を軽減するための支援を行います。

事業名	事業の内容	目標	担当
妊婦への支援	母子健康手帳交付時に妊婦アンケートを実施し、必要に応じ電話や面談等により早期支援を行います。必要な妊婦には新たに支援プランの作成に取り組みます。また、両親学級(マタニティサロン)への参加をすすめ、喫煙、飲酒が妊娠・出産に及ぼす影響について正しい知識の啓発を図ります。	・支援を要する妊婦に支援プラン作成を開始し継続的な支援に努めます。 ・妊婦の喫煙経験率の減少35% (H30年度妊婦喫煙経験率40.3%)	保健課
不妊治療及び不育症医療費助成	不妊治療が必要な夫婦に医療費助成を行います。また、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症治療についても医療費助成を行います。	不妊治療に関する精神的、経済的負担の軽減を図ります。	保健課

4 母子医療体制の充実

疾病の早期発見と早期治療を促進するため、安心して医療が受けられるよう医師会、近隣市町村、関係機関と連携を図り体制の充実に努めます。

事業名	事業の内容	目標	担当
子ども医療費助成	・0歳から就学前:保険適用分医療費の自己負担分すべてを助成します。 ・小学校から中学校卒業まで:保険適用分医療費の自己負担分のうち、一部負担金を引いた残りを助成します。	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、安心して子どもを生み育てる環境づくりによる母子保健の向上を図ります。	子育て支援課
妊産婦医療費助成	・妊娠届の翌月から出産した翌月までの妊産婦の保険診療自己負担分について、償還払いで全額助成します。	妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進し、健やかな妊娠出産を図ります。	子育て支援課

5 疾病予防

乳幼児期は疾病にり患しやすい時期であるため感染症予防の取り組みとして、予防接種の啓発、実施及び流行しやすい疾病の正確な知識情報を提供します。また、保育園・幼稚園等及び小中学校において歯科保健教育を実施します。

事業名	事業の内容	目標	担当
乳幼児の予防接種	定期予防接種の接種券を適した時期に送付し、健診や市報等で接種の必要性を周知するとともに、未接種者への接種勧奨も行います。また、感染症の流行情報を健診時や市報等で周知します。	指標：麻疹風しん混合(2期)接種率95%以上の維持 (H30年度 98.49%)	保健課
むし歯・歯周病予防	園では親子むし歯予防教室(親子すこやか教室)、はみがき教室等を実施し、小学校ではむし歯予防教室、中学校では歯肉炎予防教室を実施します。希望者にはフッ化物洗口を実施します。	12歳児一人平均むし歯数 0.20本以下 (H30年度 0.27本)	保健課 子育て支援課 教育委員会
風しん予防接種費用助成	風しんの感染と先天性風しん症候群を予防するため風しん予防接種費用の一部を助成します。	積極的に風しん予防接種を勧奨し、風しん感染予防に努めます。	保健課

6 新しい世代の育成

次代を担う子どもたちの心身ともに健やかな成長の支援や思春期の子どもに対する健康づくり活動を推進します。

事業名	事業の内容	目標	担当
将来親となる世代の健康づくり	学校保健委員会への参加等を通じ、保護者・学校関係者等と健康課題を共有し、生活習慣病予防や喫煙防止、メディア接触コントロール等の取り組みを推進します。	喫煙防止講演会の継続	教育委員会 保健課
思春期の健康づくり	若年妊娠や人工妊娠中絶等、性の健康について現状や課題を関係機関と共有し、性の健康づくりの推進を行います。また、この時期特有の心の問題について関係機関と連携し、予防・支援に努めます。	若年妊娠・人工妊娠中絶の減少	教育委員会 保健課
食育の推進	乳幼児健診や離乳食教室、マタニティサロン、保育園等で食に関する学習の機会を設け栄養相談を行います。また、ライフステージに応じた必要な栄養指導を実施します。	望ましい食習慣の定着を目指します。	保健課 子育て支援課

7 児童虐待防止対策の充実

要保護児童等へのきめ細かな取り組みを推進するとともに、虐待の未然防止に努めます。

事業名	事業の内容	目標	担当
地域の予防力の向上	広報や民生委員児童委員協議会等の組織を通じて、地域へ児童虐待の予防・発見の啓発活動と相談機関の周知を行うとともに、子ども家庭支援に携わる職員への研修を行い、児童虐待についての理解を深める機会を提供し、地域ぐるみで虐待の予防力向上に努めます。	児童虐待防止に対する意識を高め、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図ります。	子育て支援課
子ども家庭相談支援体制の構築	支援を必要とする子どもと家庭の相談・調整・支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、切れ目ない相談体制と支援体制の構築を行います。	社会福祉士、保健師等の専門職員を配置し、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課
児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の充実及び強化	支援の必要な児童や特定妊婦の早期発見と必要な支援を適切なタイミングで行うため、関係機関との迅速な情報共有と連携・協働体制の更なる強化に努めます。	実務者レベルでケース検討会議を定期的に行い、関係機関との連携を図ります。	子育て支援課

8 専門的な療育環境づくり

発達に心配のある乳幼児の早期発見を図るとともに、児の発達を促し、育児不安の軽減を図り、乳幼児期から中学校まで途切れのない一貫した支援に取り組みます。また、外国人、多胎児、心身障がい児、医療的ケアを要する児等配慮を要する児への療育環境づくりにも取り組みます。

事業名	事業の内容	目標	担当
乳幼児健診	発達ポイントに合わせた時期に実施します。1歳6か月児健診には臨床心理士を、3歳児健診には保育士を配置し、精神遅滞、自閉症スペクトラム障がい等を早期発見し対応します。また、5歳児(年中児)では就学に向けて問診票による発達相談事業を実施し、関係機関が連携し必要な支援を行います。	発達に心配のある児の早期発見早期支援に努めます。	保健課
各種相談事業の活用	支援が必要と思われる児及び養育者に対して、適切な時期に保健所療育相談、市教育委員会の就学相談、インクルーシブ教育推進室相談支援活動等の事業につなぎ、途切れのない継続的な支援を行います。また必要に応じて医療的な見立てや指導を得るため市民病院発達外来等の活用も合わせて行います。	関係機関と連携し、継続的な支援に努めます。	保健課 子育て支援課 教育委員会
発達支援事業 (遊びの教室)	発達に支援が必要な児及び養育者に対し様々な専門職種が遊びを通じて関わり方や発達を促す方法を伝え児の成長を促す教室です。安心して入園が迎えられよう支援を行います。	発達を促すためのよりよい関わりができることを目指します。	子育て支援課 保健課
保護者の支援 (くれよんクラブ)	障がい児や子育てに困り感をもつ保護者・養育者が話合いや情報交換を通じて前向きに育児が行えるように寄り添いあう会を実施します。また必要に応じて学習会を実施します。	保護者が前向きに子育てできることを目指します。	保健課

— 資料編 —

1 南魚沼市子ども・子育て会議条例

南魚沼市子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日

条例第35号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、南魚沼市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 前項の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例（平成16年南魚沼市条例第44号）の一部を次のように改正する。〔次のよう略〕

2 南魚沼市子ども・子育て会議 委員名簿

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	南魚沼市小中特別支援学校長会	城内小学校長	滝沢 正浩	副会長
2	南魚沼市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会	主任児童委員	西野 富次男	
3	新潟県南魚沼地域振興局 健康福祉環境部地域福祉課	課長	松山 重典	会長
4	南魚沼市小中学校PTA連絡協議会	会長	松田 毅	
5	むいかまちこども園PTA	会長	笠原 裕美子	
6	金城幼稚園・保育園PTA	会長	田村 佑介	
7	八幡保育園保護者会	会長	新井田 奈緒	
8	学童保育クラブ保護者会	北辰第二クラブ 保護者会長	鳥居 克彦	
9	野の百合こども園	園長	福永 千恵子	
10	浦佐認定こども園	園長	坂西 美和子	
11	牧之保育園	園長	中澤 キシ子	
12	金城幼稚園・保育園	園長	角谷 正雄	
13	(学)里咲学園	理事長	羽吹 宏幸	
14	NPO法人 すまいるネット南魚沼	上田クラブ所長	塩谷 朋子	
15	南魚沼市社会福祉協議会	事務局長	並木 富美子	
16	NPO法人 みんなの庭	代表理事	川島 亜紀子	

事務局

	所 属	職 名	氏 名	備 考
	福祉保健部	部長	米山 豊	
	“ 子育て支援課	課長	長谷川 誠	
	“ “	相談主幹	小林 利恵子	
	“ “	支援主幹	上原 智美	
	“ “	保育主幹	梅澤 修	
	“ “	施設主幹	外谷 恒	
	“ 保健課	課長	大平 藤男	
	“ “	保健事務係長	高橋 好一	
	“ “	母子業務主幹	関 サチイ	
	教育委員会 教育部	部長	平賀 重朗	
	“ 学校教育課	課長	山崎 一也	
	“ “	専門員	大嶋 雅子	
	“ 子ども・若者育成支援センター	センター長	阿部 正敏	

平成30年12月ニーズ調査の結果

未就学児童： 調査対象者 1,915人 有効回答数 1,509人 78.8%

小学校児童： 調査対象者 726人 有効回答数 617人 85.0%



第2期南魚沼市 子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：南魚沼市

編集：南魚沼市 福祉保健部 子育て支援課、保健課
教育委員会 学校教育課、子ども・若者育成支援センター

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1

電話 025-773-6822

ファクシミリ 025-773-6724

市ウェブサイト <http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/>
